

## 法令及び定款にもとづくインターネット開示事項

事業報告の「 会社の体制及び方針」の「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「2. 会社の支配に関する基本方針」  
計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」  
連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

法令及び当社定款第17条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toei.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものがあります。



東映株式会社

## 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
当社は、取締役会において次のとおり基本方針を定めております。

### (1) コンプライアンス体制

「東映コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」の周知及び遵守の徹底をはかる。

「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を中心に、具体的な課題を洗い出し、課題ごとにコンプライアンスの推進をはかる。

「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「通報窓口」の適切な運用をはかる。

### (2) 財務報告に係る内部統制

より一層の信頼性ある財務報告体制を築くため、財務報告に係る内部統制システムを点検し、再構築に取り組むが、その基本方針は次のとおりとする。

適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを周知徹底し、適切に整備し、運用する。

財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクの評価と対応、及びリスクを低減するための体制を適切に整備し、運用する。

真実かつ公正な財務報告に関する情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、運用する。

財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用する。

財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応をする。

### (3) 情報の保存・管理体制

稟議書、取締役会議事録その他の職務の執行に係る情報について、各々の管理基準に基づき、適切な保存・管理を行う。

### (4) リスク管理体制

「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「内部統制委員会規程」に基づき、適切なリスク管理体制を構築する。

監査部は、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、各部署に対してリスク管理体制の改善に関する助言・勧告を行う。

### (5) 効率的職務執行体制

「組織規程」及び「決裁権限規程」により、各部署の業務分掌及び各部長等の職務権限を明確にし、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。

急な検討を要する重要事項等が生じた場合は、取締役社長及び担当取締役等で構成する常務会又は常勤取締役等で構成する常勤取締役会を開催し、適宜必要事項を協議して対処する。

## (6) グループ会社管理体制

「内部統制委員会規程」及び「関係会社管理取扱規程」に基づき、経営戦略部グループ戦略室を中心に、各グループ会社と連携して、グループ全体の業務の適正の確保をはかる。

「東映コンプライアンス指針(コンプライアンス・リスクマネジメント規程)」を周知し、グループ各社の「コンプライアンス指針(コンプライアンス・リスクマネジメント規程)」の制定及び遵守の徹底をはかる。

各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督を行う。

東映グループ社長会議を定期的で開催し、各グループ会社との連絡を密にするとともに意思疎通をはかり、グループ全体の業務の適正の確保に資する。

## (7) 監査役関連

### 監査役補助者

監査役の要請に応じ、必要な員数等について監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を設置する。

### 監査役補助者の独立性

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動等の人事及び懲戒その他の不利益な取り扱いに関しては、監査役と事前に協議して同意を得る。

### 監査役への報告体制

ア 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又は著しい損害が現に発生したときは、直ちに監査役会に報告する。

イ 取締役及び使用人は、監査役会の要請があった場合は、監査役会に出席し、要請に応じて報告又は資料の提出を行う。

ウ 監査部は、内部監査の結果について監査対象である部署又はグループ会社に通知した内容を常勤監査役に報告する。

### その他の体制

監査役から、監査を適切に行う環境に問題があると指摘された場合には、担当取締役又は取締役会は、監査役と協議のうえ、必要な是正措置を講ずる。

## (当該体制の運用状況)

当事業年度においては、「コンプライアンス・リスクマネジメント常任委員会」を3回開催しております。また、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を整備し、周知するほか、取締役及び全社員に対して、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの浸透を図っております。なお、平成28年4月1日から、同規程に基づき、当社グループを対象とした外部の独立した通報窓口を設置しており、法令遵守体制の整備、運用に努めております。

財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定しており、毎年、取締役会において、監査部から財務報告内部統制の評価結果について報告を行っております。

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項の決議を行うと

ともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会を12回開催しております。

監査役会は、監査基本計画において、社内常勤監査役と社内外の非常勤監査役の職務分担を毎期定め、高度な情報収集力と強固な独立性とを組み合わせ、実効性の高い監査活動を行っております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部と連携しつつ、監査の実効性向上を図っております。なお、当事業年度においては、監査役会を15回開催しております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は昭和26年の創立以来、半世紀を越えて、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と、それらの映像の多角的な営業により、質高く健全なエンターテインメントを提供することで、国民生活の向上に資するよう、努めてまいりました。当社及び当社グループの企業価値の源泉は、まさしく良質のコンテンツを製作し、提供し続けることにあります。

また、直接コンテンツ事業に関わらない催事営業部門、不動産事業部門というセクションについても、前者は自社開発したキャラクターの営業を中心に、後者は直営劇場を再開したテナントビルその他保有する不動産の管理運営を業務の中心としており、特に後者の存在なくしてはコンテンツ製作の中心である東西撮影所の維持はもとより、コンテンツ提供の拠点である直営劇場・シネコン事業も成り立ちません。当社グループは正しく「総合映像企業グループ」として機能しており、安易な再編成を許さないものがあります。

さらに、デジタルシネマの普及、地上デジタル放送移行後のBS・CS放送の台頭や映像配信ビジネス等、劇的な変化を続けるウィンドウ戦略に対応すべく、グループのデジタル映像製作の開発拠点として主導的な役割を果たすことを目的に、平成22年、東映ラボ・テック(株)と共同で運営する「東映デジタルセンター」を東京撮影所地区に設立いたしました。また、同じく平成22年に全スクリーンのデジタル化が完了した(株)ティ・ジョイと合わせて、「入り口から出口まで」の一貫したデジタル対応が可能になり、21世紀の「総合映像企業グループ」としてのインフラが完成いたしました。しかし、今後もしばらくは当社及び当社グループの将来を方向づける極めて重要な期間が続くものと認識しており、継続した投資とグループパワーの結集が重要だと考えております。

### (2) 大規模買付行為(注1)に対する考え方

当社は、上記のとおり企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に真摯に取り組んでおります。しかしながら、我が国の資本市場においても、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものや、その態様等から大規模買付行為に応じることを株主の皆様に強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

もとより、大規模買付者(注2)による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様との判断に委ねられるべきものであると当社取締役会は考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品を展開することを核とするものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思料されます。

そこで、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

(注1)「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。)をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。

(注2)「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいいます。

### (3) 買収防衛策導入の目的と基本的な枠組み

以上を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みが必要不可欠であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

当社は、平成19年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、平成22年に一部改定した上で継続することを決議いたしました(以下、改定後の対応策を「旧対応策」といいます。)。そして、平成25年に旧対応策を一部修正した上で継続することを決議いたしました(以下、修正後の対応策を「本対応策」といいます。)。いずれもその年の定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施を決議することができるものとします。その場合には、大規模買付者及びそのグループによる権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以下に規定されます。)により割当てます。

### (4) 本対応策の合理性について

本対応策は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

株主の合理的意思に依拠したものであること

本対応策の有効期間は、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 90 期定時株主総会の終結後から平成 28 年 6 月開催予定の平成 28 年 3 月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっており、有効期間の満了前であっても、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によって本対応策を廃止できることとされています。そのため、本対応策の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものととなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応策において、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しました。また、特別委員会の委員は 3 名以上 5 名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとし、

合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。

従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

## 株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位 千円)

	株主資本									評価・換算差額等			純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金							
平成27年4月1日残高	11,707,092	5,297,022	8,574,957	13,871,980	2,926,773	977,524	19,172,955	23,077,253	6,967,216	41,689,110	5,300,181	9,231,270	14,531,452	56,220,562
事業年度中の変動額														
固定資産圧縮積立金の取崩						13,848	13,848	-		-				-
固定資産圧縮積立金の積立						24,407	24,407	-		-				-
剰余金の配当							902,515	902,515		902,515				902,515
土地再評価差額金取崩額							51,232	51,232		51,232		51,232	51,232	-
当期純利益							3,821,748	3,821,748		3,821,748				3,821,748
自己株式の取得									5,710	5,710				5,710
自己株式の処分			82	82					55	137				137
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											22,801	460,428	483,229	483,229
事業年度中の変動額合計	-	-	82	82	-	10,558	2,959,907	2,970,465	5,655	2,964,892	22,801	409,195	431,997	3,396,889
平成28年3月31日残高	11,707,092	5,297,022	8,575,039	13,872,062	2,926,773	988,083	22,132,862	26,047,719	6,972,871	44,654,002	5,322,982	9,640,466	14,963,449	59,617,452

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 計算書類作成のための基本となる事項の注記

##### 資産の評価基準及び評価方法

##### イ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### 商品及び製品・仕掛品

###### 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ただし、製品は法人税法の規定により決算期末日前6ヵ月以内封切の映画に係る取得原価の15%を計上しております。

###### 原材料及び貯蔵品

###### 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### ロ. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### 子会社株式及び関連会社株式

###### 移動平均法による原価法

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

###### 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

###### 時価のないもの

###### 移動平均法による原価法

##### 固定資産の減価償却方法

##### イ. 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

ただし、大規模の賃貸資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 2～65年

機械及び装置 8～15年

##### ロ. 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法



## 八．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ハ．退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

ニ．役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段・・・金利スワップ、為替予約  
ヘッジ対象・・・借入金の利息、外貨建金銭債務

ハ．ヘッジ方針 当社は金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

### その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### イ．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

#### ロ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「固定資産除却損」は11,738千円であります。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「貸倒引当金戻入額」は150,000千円、当事業年度は152,500千円であります。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「支払手数料」は53,136千円、当事業年度は5,000千円であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 38,706,927 千円

### (2) 担保に供している資産

建物	17,082,923 千円
土地	16,358,694 千円
投資有価証券	122,403 千円
関係会社株式	3,925,064 千円
計	37,489,085 千円

### 担保に供している資産に係る債務額

1年内返済予定の長期借入金	5,009,000 千円
長期借入金	7,048,500 千円
預り保証金	1,289,118 千円
計	13,346,618 千円

### (3) 保証債務残高

下記会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

東映フーズ(株)	247,649 千円
----------	------------

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,468,748 千円
関係会社に対する長期金銭債権	615,492 千円
関係会社に対する短期金銭債務	13,876,449 千円
関係会社に対する長期金銭債務	6,884,852 千円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年 3 月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として、純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 平成 14 年 3 月 31 日

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	6,072,998 千円
仕 入 高	19,348,132 千円
営業取引以外の取引による取引高	919,780 千円

(2) 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失額(千円)
賃貸資産	建物、構築物、土地 無形固定資産他	広島県	281,703
ホテル資産	建物、構築物、土地 その他有形固定資産	新潟県	79,201
合計			360,904

減損損失の認識に至った経緯

市況の悪化等により、収益力の低下している賃貸施設及びホテルについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳

種類	減損損失額(千円)
建物、構築物	77,854
土地	133,771
その他有形固定資産	22,479
無形固定資産	126,799
合計	360,904

回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、また正味売却価額については処分見込み価額により算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 18,762,558 株

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 流動の部

##### 繰延税金資産

たな卸資産評価損	301,152 千円
賞与引当金	141,278 千円
未払事業税	72,822 千円
その他	26,439 千円
繰延税金資産合計	<u>541,693 千円</u>

#### 固定の部

##### 繰延税金資産

退職給付引当金	1,236,804 千円
固定資産償却超過額	268,192 千円
貸倒引当金	391,058 千円
減損損失	1,323,655 千円
資産除去債務	177,607 千円
その他	511,448 千円
評価性引当額	2,242,458 千円
繰延税金資産合計	<u>1,666,308 千円</u>

##### 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	436,221 千円
その他有価証券評価差額金	2,272,116 千円
資産除去債務	36,483 千円
その他	32,855 千円
繰延税金負債合計	<u>2,777,677 千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>1,111,368 千円</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.34%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が36,335千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が91,294千円、その他有価証券評価差額金が127,630千円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が460,428千円減少し、土地再評価差額金が460,428千円増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					事業上の関係				
子会社	東映アニメーション(株)	2,867,575	アニメーション の製作・販売	直接 34.2 間接 6.8	アニメーション作品の 制作委託等 役員の兼任	借入の返済	-	1年内返済予定 の長期借入金	3,000,000
						借入(注2、3)	-	長期借入金	3,000,000
子会社	東映ビデオ(株)	27,000	各種ビデオソフト の製作・販売	直接 37.0 間接 63.0	ビデオ商品の仕入等 役員の兼任	ビデオ商品の 仕入等(注1)	5,889,087	買掛金	2,764,441
						借入の返済	2,700,000	短期借入金	2,700,000
						借入(注2)	2,700,000		
子会社	(株)東映ゴルフ倶楽部	10,500	ゴルフ場の経営	直接 100.0	ゴルフ場の賃貸 役員の兼任	ゴルフ場の賃貸借 保証金一部返還	71,800	預り保証金	1,443,800
子会社	(株)東映テレビ・プロダクション	20,000	映像制作	直接 100.0	映像作品の制作委託等 役員の兼任	テレビ映画制作の 委託(注1)	4,817,873	未払金	1,150,002
関連会社の 子会社	(株)テレビ朝日	100,000	放送事業		テレビ番組の制作受託等 役員の兼任	テレビ番組の 制作受託等(注1)	6,933,226	売掛金	441,041

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 借入金利率の条件は、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 有価証券を担保に供しております。

8 . 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額	462 円	41 銭
1 株当たりの当期純利益	29 円	64 銭

9 . 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位 千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	11,707,092	21,742,654	81,228,253	7,451,503	107,226,496	9,042,893	594,506	9,231,271	204,836	185,871	19,259,377	27,662,482	154,148,355
連結会計年度中の変動額													
剰余金の配当			902,515		902,515								902,515
土地再評価差額金取崩額			51,232		51,232			51,232			51,232		-
親会社株主に帰属する当期純利益			8,688,608		8,688,608								8,688,608
自己株式の取得				5,710	5,710								5,710
自己株式の処分		82		55	137								137
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						310,339	301,301	460,428	28,242	1,222,430	1,401,884	2,941,620	1,539,736
連結会計年度中の変動額合計	-	82	7,837,325	5,655	7,831,752	310,339	301,301	409,195	28,242	1,222,430	1,453,116	2,941,620	9,320,256
平成28年3月31日残高	11,707,092	21,742,736	89,065,578	7,457,159	115,058,247	8,732,554	293,205	9,640,466	176,594	1,036,559	17,806,261	30,604,102	163,468,610



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 21社

主要な連結子会社の名称

東映アニメーション(株)、東映ビデオ(株)、東映ラボ・テック(株)

非連結子会社の数 8社

主要な非連結子会社の名称

東映フーズ(株)、東映太秦映像(株)、東映音楽出版(株)

非連結子会社8社は、いずれも小規模会社であり合計の総資産、売上高、純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している非連結子会社 1社

東映フーズ(株)

持分法を適用している関連会社 2社

(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)シネマプラス

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

東映太秦映像(株)、東映音楽出版(株)

持分法を適用していない非連結子会社7社及び関連会社2社は、それぞれ純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

## イ．たな卸資産

商品及び製品・仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
ただし、製品は法人税法の規定により連結決算期末日前 6 ヶ月以内封切の映画に係る取得原価の 15%を計上しております。

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## ロ．有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

## その他有価証券

時価のあるもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

## ハ．デリバティブ取引

時価法

### 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、大規模の賃貸資産及び平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに在外連結子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～65年

機械装置及び運搬具 3～15年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

リース資産 定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 重要な引当金の計上基準

### イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ハ．役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

## 退職給付に係る会計処理の方法

### イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

### ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

## 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 重要なヘッジ会計の方法

### イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

### ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ 為替予約

ヘッジ対象 借入金の利息 外貨建金銭債務

## 八．ヘッジ方針

当社グループは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

### ニ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

## 2．会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58 - 2 項（4）、連結会計基準第 44 - 5 項（4）及び事業分離等会計基準第 57 - 4 項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

### 3. 表示方法の変更

#### ( 連結損益計算書 )

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「事務所移転費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「事務所移転費用」は61,979千円、当連結会計年度は2,513千円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「固定資産売却損」は22,512千円、当連結会計年度は3,167千円であります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 51,122,341 千円

(2) 担保に供している資産 57,555,716 千円

担保に供している連結子会社株式 1,325,779 千円は連結貸借対照表上相殺消去されております。

担保に供している資産に係る債務額

1年内返済予定の長期借入金 2,009,000 千円

長期借入金 4,048,500 千円

その他 1,352,124 千円

計 7,409,624 千円

(3) 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

東映フーズ(株) 247,649 千円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年 3 月 31 日公布法律第 19 号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 平成 14 年 3 月 31 日

5 . 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	147,689,096 株			147,689,096 株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	21,395,330 株	5,978 株	150 株	21,401,158 株

(変動事由の概要)

増加の主な要因は、単元未満株式の買取による増加であります。

減少の主な要因は、単元未満株式の買増による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	515,729	4	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	386,786	3	平成27年9月30日	平成27年12月7日
計		902,515			

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
平成28年6月29日開催の定時株主総会において、次の議案を提案しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	515,706千円
1株当たり配当額	4円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月30日

注．1株当たり配当額4円には特別配当1円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理の規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金の用途は主に運転資金で、長期借入金の用途は主に設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金及び預金	37,515,174	37,515,174	-
(2)受取手形及び売掛金	14,668,678	14,668,678	-
(3)投資有価証券			
満期保有目的の債券	291,885	290,814	1,071
その他有価証券	26,606,605	26,606,605	-
関連会社株式	49,259,089	36,031,477	13,227,612
(4)支払手形及び買掛金	(19,018,035)	(19,018,035)	-
(5)長期借入金(*2)	(14,074,300)	(14,188,435)	114,135
(6)デリバティブ取引	-	-	-

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は金融機関から提示された価格によっております。



(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)参照）。

(注2)非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,592,131 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のテナントビル（土地を含む。）等を有しております。平成28年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,673,387千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は281,703千円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
41,409,755	4,134,122	37,275,632	56,993,982

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,052 円 8 銭

1 株当たり当期純利益 68 円 80 銭

## 9. その他の注記

### (1) 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の 32.34% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.86%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.62% にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が 36,247 千円、非支配株主持分が 24,059 千円、非支配株主に帰属する当期純利益が 10,493 千円それぞれ減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が 106,854 千円、その他有価証券評価差額金額が 156,667 千円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が 460,428 千円減少し、土地再評価差額金が 460,428 千円増加しております。

### (2) 減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失額（千円）
賃貸資産	建物及び構築物、土地 無形固定資産他	広島県	281,703
ホテル資産	建物及び構築物、土地 その他有形固定資産	新潟県	79,201
合計			360,904

#### 減損損失の認識に至った経緯

市況の悪化等により、収益力の低下している賃貸施設及びホテルについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### 減損損失の内訳

種 類	減損損失額（千円）
建物及び構築物	77,854
土 地	133,771
その他有形固定資産	22,479
無形固定資産	126,799
合 計	360,904

#### 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、また正味売却価額については処分見込み価額により算定しております。

### (3) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

#### 当該資産除去債務の概要

当社グループは、建物の解体時におけるアスベスト除去費用及び事業所退去費用等につき資産除去債務を計上しております。

#### 当該資産除去債務の金額の算定方法

建物の使用見込み期間を主に2～65年と見積り、割引率は当該使用見込み期間に見合う国債の流通利回り（主に0.1～2.3%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,397,697	千円
時の経過による調整額	29,079	千円
その他の減少額	10,905	千円
期末残高	<u>1,415,871</u>	<u>千円</u>

〔備考〕 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。